

## 小郡市景観条例

### 目次

- 第1章 総則（第1条―第5条）
- 第2章 景観計画（第6条―第8条）
- 第3章 法に基づく行為の規制等（第9条―第17条）
- 第4章 小郡市景観審議会（第18条・第19条）
- 第5章 景観アドバイザー（第20条）
- 第6章 景観重要建造物及び景観重要樹木（第21条―第24条）
- 第7章 雑則（第25条）
- 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、本市における景観の形成及び景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めることにより、本市の豊かな自然、歴史、文化等と調和した良好な景観の形成の促進を図り、もって魅力的なまちづくりに寄与することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において使用する用語は、特別の定めがある場合を除くほか、法において使用する用語の例による。

#### （市の責務）

第3条 市は、市民及び事業者と連携し良好な景観の形成の促進を図るため、総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。

2 市は、景観の形成に関して国及び他の地方公共団体と相互に連携を図るよう努めなければならない。

3 市は、景観の形成に関する啓発、知識の普及等に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 市は、公共施設等の整備を行うに当たっては、良好な景観の形成における先導的な役割を果たさなければならない。

#### （市民の責務）

第4条 市民は、自らが景観の形成の主体であることを認識し、景観に対する関心及び理解を深め、自主的かつ積極的に良好な景観の形成に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する景観の形成に関する施策に積極的に参加し、及び協力しなければならない。

#### （事業者の責務）

第5条 事業者は、その事業活動の実施に当たっては、専門的知識、経験等を活かし、良好な景観の形成について必要な配慮をしなければならない。

2 事業者は、市が実施する景観の形成に関する施策に積極的に参加し、及び協力しなければならない。

## 第2章 景観計画

(景観計画の策定)

第6条 市長は、法第8条第1項の規定に基づき、景観計画を策定するものとする。

(景観計画策定の手続等)

第7条 市長は、景観計画を策定しようとするときは、あらかじめ、第18条第1項に規定する小郡市景観審議会の意見を聴かななければならない。

2 前項の規定は、景観計画の変更及び廃止について準用する。

(景観形成重点地区)

第8条 市長は、景観計画において、景観計画区域のうち特に地域特性を生かした景観の保全及び形成を重点的に図る必要があると認めた区域を景観形成重点地区（以下「重点地区」という。）として定めることができる。

## 第3章 法に基づく行為の規制等

(景観計画の遵守)

第9条 景観計画区域内において、法第16条第1項各号に規定する行為を行う者は、当該行為と景観計画との適合を図らなければならない。

(事前協議)

第10条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出を行わなければならない者は、あらかじめ、当該届出の内容について市長と協議するものとする。

(条例で定める届出対象行為等)

第11条 法第16条第1項第4号に規定する条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

(2) 夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件（屋外にあるものに限る。）の外観について行う照明

2 法第16条第1項若しくは第2項の規定による届出又は同条第5項の規定による通知に関し必要な事項は、規則で定める。

(条例で定める届出を要しない行為)

第12条 法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為は、別表の左欄に掲げる景域又は重点地区の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる行為とする。

2 別表の左欄に掲げる景域及び重点地区は、景観計画において定める。

(特定届出対象行為)

第13条 法第17条第1項に規定する条例で定める行為は、法第16条第1項第1号又

は第2号の規定による届出を要する行為のうち、同条第7項各号に掲げる行為を除いた行為とする。

(助言又は指導)

第14条 市長は、良好な景観の形成を促進するために必要があると認めるときは、法第16条第1項又は第2項の規定による届出をしようとする者又は届出をした者に対して、必要な措置を講ずるよう助言又は指導をすることができる。

(勧告又は命令の手続)

第15条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告又は法第17条第1項若しくは同条第5項の規定による命令(次条において「勧告等」という。)をしようとするときは、あらかじめ、第18条第1項に規定する小郡市景観審議会の意見を聴かなければならない。

(公表)

第16条 市長は、勧告等を受けた者が正当な理由がなく当該勧告等に従わないときは、当該勧告等を受けた者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)、氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び当該勧告等の内容を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表を行う場合は、あらかじめ、当該公表の対象となる者に対しその理由を通知し、意見を述べる機会を与えるものとする。

(行為完了の届出等)

第17条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその内容を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定は、法第16条第5項の規定による通知をした者について準用する。この場合において、前項中「届け出なければならない」とあるのは「通知しなければならない」と読み替えるものとする。

#### 第4章 小郡市景観審議会

(小郡市景観審議会)

第18条 本市の良好な景観の形成に関する事項について審議を行うため、小郡市景観審議会(以下「景観審議会」という。)を設置する。

2 景観審議会は、市長の諮問に応じ景観計画その他景観の形成に関する事項について審議し、意見を答申するものとする。

(組織)

第19条 景観審議会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係団体等を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員

- (4) 公募により選ばれた市民
  - (5) その他市長が必要と認める者
- 2 前項第3号の規定により委嘱された委員は、やむを得ない事由があるときは、当該委員が所属する行政機関のうちから代理の職員を指名し、その職務を委任することができる。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 第3項本文の規定にかかわらず、現に委嘱されている委員の任期中に新たに委嘱される委員の任期は、現に委嘱されている委員の任期の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、景観審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第5章 景観アドバイザー

##### (景観アドバイザー)

第20条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出の対象となる行為、公共施設等の整備における景観計画への適合その他本市の景観の形成に関する技術的指導、助言等を行う専門家として、景観アドバイザーを置くことができる。

- 2 景観アドバイザーは、景観の形成に関する専門的知識又は経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 前2項に定めるもののほか、景観アドバイザーに関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第6章 景観重要建造物及び景観重要樹木

##### (景観重要建造物の指定)

第21条 市長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物を指定するとき、又は法第27条第1項若しくは第2項の規定により景観重要建造物の指定を解除するときは、必要に応じて景観審議会の意見を聴くものとする。

- 2 市長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物を指定したとき、又は法第27条第1項若しくは第2項の規定により景観重要建造物の指定を解除したときは、その旨を告示するものとする。

##### (景観重要建造物の管理の方法の基準)

第22条 法第25条第2項に規定する条例で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 景観重要建造物の修繕は、原則として外観の変更がないようにすること。
- (2) 景観重要建造物に消火栓、消火器その他の消火設備を設けること。
- (3) 景観重要建造物の滅失を防ぐため、その敷地、構造及び建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第3号に規定する建築設備の状況を定期的に点検すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のために必要な措置を講ずること。

(景観重要樹木の指定)

第23条 市長は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木を指定するとき、又は法第35条第1項若しくは第2項の規定により景観重要樹木の指定を解除するときは、必要に応じて景観審議会の意見を聴くものとする。

2 市長は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木を指定したとき、又は法第35条第1項若しくは第2項の規定により景観重要樹木の指定を解除したときは、その旨を告示するものとする。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第24条 法第33条第2項に規定する条例で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 景観重要樹木の<sup>きん</sup>剪定その他の必要な措置を講ずること。
- (2) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐために必要な措置を講ずること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、景観重要樹木の良好な景観の保全のために必要な措置を講ずること。

第7章 雑則

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、同条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年7月1日から施行する。

(小郡市における筑後川流域景観計画に関する景観法施行条例の廃止)

2 小郡市における筑後川流域景観計画に関する景観法施行条例（平成26年小郡市条例第10号。次項において「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の旧条例第4条第1項の規定により設置された小郡市景観審議会の委員に任命されている者（以下この項において「旧条例委員」という。）は、第19条第1項の規定により委嘱されている委員とみなし、その任期は、旧条例委員の任期の残任期間とする。

別表（第12条関係）

景域又は重点地区	行為	
市街地の景域	(1)	建築物の建築等（法第16条第1項第1号に規定する建築等をいう。以下同じ。）であって、建築物の高さ（増築、改築又は移転にあつては、当該増築、改築又は移転後の高さとする。以下同じ。）が10メートル未満であり、かつ、延床面積（増築、改築又は移転にあつては、当該増築、改築又は移転後の延床面積とする。以下同じ。）が500平方メートル未満であるもの
	(2)	前号に規定する規模以外の建築物であつて、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更のうち、外観変更に係る見付面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第46条第4項に規定する見付面積をいう。以下同じ。）の合計が全体の見付面積の2分の1未満であるもの
	(3)	<p>工作物の建設等（法第16条第1項第2号に規定する建設等をいう。以下同じ。）であつて、次に掲げるもの</p> <p>ア 次に掲げる工作物の高さが10メートル未満であるもの</p> <p>（ア） 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの</p> <p>（イ） 煙突その他これに類するもの</p> <p>（ウ） 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの</p> <p>（エ） 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの</p> <p>イ 次に掲げる工作物の高さが10メートル未満であり、かつ、築造面積（増築、改築又は移転にあつては、当該増築、改築又は移転後の築造面積とする。以下同じ。）が500平方メートル未満であるもの</p> <p>（ア） コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設</p> <p>（イ） 石油、ガスその他これらに類するものの貯蔵施設</p> <p>（ウ） 汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する処理施設</p> <p>（エ） コースター、観覧車その他これらに類する遊戯施設</p> <p>（オ） 太陽光発電設備その他これに類するもの</p> <p>（カ） 機械式駐車装置その他これに類するもの</p> <p>ウ 垣、柵、塀、擁壁その他これらに類するものの高さが5メートル未満であるもの（垣、柵、塀、擁壁その他これらに類するものが複合している場合にあつては、その合計の高さとする。以下同</p>

		<p>じ。)</p> <p>エ 架空電線路用のもの、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第17号に規定する電気事業者の保安通信設備用のもの及び電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第5号に規定する電気通信事業者の電気通信用のものであって、工作物の高さが15メートル未満であるもの(ただし、無彩色のものに限る。)</p>
	(4)	前号に規定する規模以外の工作物であって、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更のうち、外観変更に係る見付面積の合計が全体の見付面積の2分の1未満であるもの
	(5)	開発行為(都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為をいう。以下同じ。)であって、開発区域の土地の面積が1,000平方メートル未満であるもの
	(6)	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更であって、これらの行為を行う土地の面積が1,000平方メートル未満であるもの
	(7)	特定照明(第11条第1項第2号に規定する照明をいう。以下同じ。)であって、建築物の高さが10メートル未満であり、かつ、延床面積が500平方メートル未満であるもの及び第3号アからエまでに掲げる工作物の外観について行うもの(増築、改築若しくは移転又は色彩等の照明方法の変更をする場合を含む。)
田園・集落地の景域、丘の景域	(1)	建築物の建築等であって、建築物の高さが10メートル未満であり、かつ、延床面積が500平方メートル未満であるもの
	(2)	前号に規定する規模以外の建築物であって、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更のうち、外観変更に係る見付面積の合計が全体の見付面積の2分の1未満であるもの
	(3)	<p>工作物の建設等であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 次に掲げる工作物の高さが10メートル未満であるもの</p> <p>(ア) 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの</p> <p>(イ) 煙突その他これに類するもの</p> <p>(ウ) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの</p> <p>(エ) 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの</p> <p>イ 次に掲げる工作物の高さが10メートル未満であり、かつ、築造面積が500平方メートル未満であるもの</p>

		<p>(ア) コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシュプラントその他これらに類する製造施設</p> <p>(イ) 石油、ガスその他これらに類するものの貯蔵施設</p> <p>(ウ) 汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する処理施設</p> <p>(エ) コースター、観覧車その他これらに類する遊戯施設</p> <p>(オ) 太陽光発電設備その他これに類するもの</p> <p>(カ) 機械式駐車装置その他これに類するもの</p> <p>ウ 垣、柵、塀、擁壁その他これらに類するものの高さが5メートル未満であるもの</p> <p>エ 架空電線路用のもの、電気事業法第2条第1項第17号に規定する電気事業者の保安通信設備用のもの及び電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信事業者の電気通信用のものであって、工作物の高さが15メートル未満であるもの（ただし、無彩色のものに限る。）</p>
	(4)	前号に規定する規模以外の工作物であって、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更のうち、外観変更に係る見付面積の合計が全体の見付面積の2分の1未満であるもの
	(5)	開発行為であって、開発区域の土地の面積が3,000平方メートル未満であるもの
	(6)	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更であって、これらの行為を行う土地の面積が3,000平方メートル未満であるもの
	(7)	特定照明であって、建築物の高さが10メートル未満であり、かつ、延床面積が500平方メートル未満であるもの及び第3号アからエまでに掲げる工作物の外観について行うもの（増築、改築若しくは移転又は色彩等の照明方法の変更をする場合を含む。）
小郡駅前地区	(1)	建築物の建築等であって、建築物の高さが10メートル未満であり、かつ、延床面積が500平方メートル未満であるもの
(賑わい景観創出地区)	(2)	前号に規定する規模以外の建築物であって、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更のうち、外観変更に係る見付面積の合計が全体の見付面積の2分の1未満であるもの
	(3)	<p>工作物の建設等であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 次に掲げる工作物の高さが10メートル未満であるもの</p> <p>(ア) 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの</p> <p>(イ) 煙突その他これに類するもの</p>



		<p>(ウ) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの</p> <p>(エ) 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの</p> <p>イ 次に掲げる工作物の高さが10メートル未満であり、かつ、築造面積が500平方メートル未満であるもの</p> <p>(ア) コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシュプラントその他これらに類する製造施設</p> <p>(イ) 石油、ガスその他これらに類するものの貯蔵施設</p> <p>(ウ) 汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する処理施設</p> <p>(エ) コースター、観覧車その他これらに類する遊戯施設</p> <p>(オ) 太陽光発電設備その他これに類するもの</p> <p>(カ) 機械式駐車装置その他これに類するもの</p> <p>ウ 垣、柵、塀、擁壁その他これらに類するものの高さが5メートル未満であるもの</p>
	(4)	前号に規定する規模以外の工作物であって、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更のうち、外観変更に係る見付面積の合計が全体の見付面積の2分の1未満であるもの
	(5)	開発行為であって、開発区域の土地の面積が1,000平方メートル未満であるもの
	(6)	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更であって、これらの行為を行う土地の面積が1,000平方メートル未満であるもの
	(7)	特定照明であって、建築物の高さが10メートル未満であり、かつ、延床面積が500平方メートル未満であるもの及び第3号アからウまでに掲げる工作物の外観について行うもの（増築、改築若しくは移転又は色彩等の照明方法の変更をする場合を含む。）
宝満川地区	(1)	建築物の建築等であって、建築物の高さが10メートル未満であり、かつ、延床面積が500平方メートル未満であるもの
	(2)	前号に規定する規模以外の建築物であって、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更のうち、外観変更に係る見付面積の合計が全体の見付面積の2分の1未満であるもの
	(3)	<p>工作物の建設等であって、次に掲げるもの</p> <p>ア 次に掲げる工作物の高さが10メートル未満であるもの</p> <p>(ア) 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの</p> <p>(イ) 煙突その他これに類するもの</p>

	<p>(ウ) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの</p> <p>(エ) 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの</p> <p>イ 次に掲げる工作物の高さが10メートル未満であり、かつ、築造面積が500平方メートル未満であるもの</p> <p>(ア) コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシュプラントその他これらに類する製造施設</p> <p>(イ) 石油、ガスその他これらに類するものの貯蔵施設</p> <p>(ウ) 汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する処理施設</p> <p>(エ) コースター、観覧車その他これらに類する遊戯施設</p> <p>(オ) 太陽光発電設備その他これに類するもの</p> <p>(カ) 機械式駐車装置その他これに類するもの</p> <p>ウ 垣、柵、塀、擁壁その他これらに類するものの高さが5メートル未満であるもの</p>
(4)	前号に規定する規模以外の工作物であって、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更のうち、外観変更に係る見付面積の合計が全体の見付面積の2分の1未満であるもの
(5)	開発行為であって、開発区域の土地の面積が3,000平方メートル未満であるもの
(6)	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更であって、これらの行為を行う土地の面積が3,000平方メートル未満であるもの
(7)	特定照明であって、建築物の高さが10メートル未満であり、かつ、延床面積が500平方メートル未満であるもの及び第3号アからウまでに掲げる工作物の外観について行うもの（増築、改築若しくは移転又は色彩等の照明方法の変更をする場合を含む。）